

# 農林水産分野における個人情報保護に関するガイドラインについて(概要)

## 制定の背景

- ・農林水産省では個人情報保護法第8条の規定に基づき、「個人情報の適正な取扱いを確保するために農林水産分野における事業者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成16年11月)を定め、農林水産分野の事業者における個人情報の適切な取扱いの確保に努めているところ。
- ・「個人情報保護に関する取りまとめ(意見)」(平成19年6月国民生活審議会)において、政府においてガイドラインの共通化について必要な検討を行っていくべきとの指摘。
- ・平成20年7月個人情報保護関係省庁連絡会議(当省は官房長が構成員)において、内閣府から個人情報保護に関するガイドラインの共通化について示され、これに基づき概ね1年以内を目途に各事業分野のガイドラインの共通化に取り組むこととなった。

## 変更点

(事業者が分かりやすいものとなるよう、現行ガイドラインを廃止し、構成の変更、使用用語の統一を図り、具体的事例等を記載)

### 1 名称の変更

「個人情報の適正な取扱いを確保するために農林水産分野における事業者が講ずべき措置に関するガイドライン」



「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン」

### 2 具体的事例の記述

事業者等がガイドラインに関する理解を深められるように、以下のような具体的事例を記述。

ガイドライン第4 個人情報の利用目的に関する義務

1 利用目的の特定(法第15条第1項関係)

(1) 農林水産関係事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り具体的に特定しなければならない。

(例)

・単に「事業活動のため」、「お客様サービスの向上のため」といった抽象的な内容では、「できる限り具体的に特定」したことになる。

## 2 利用目的の変更(法第15条第2項・法第18条第3項関係)

(1) 農林水産関係事業者は、1の規定により特定した利用目的を変更する場合には、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が想定できる範囲を超えて行ってはならない。

(許容例)

・「商品カタログを郵送」 「商品カタログをメール送付」

(認められない例)

・「アンケート集計に利用」 「商品カタログ郵送に利用」

## 3 農林水産大臣への事案報告

個人情報の漏えい等事案が発生した場合に報告



法の趣旨が明確になるよう目的外利用等の法違反又は法違反のおそれが発覚した場合に報告

「農林水産関係事業者の取り扱う個人情報に係る法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応要領」に報告様式等必要な事項を記載。

## 4 その他

農林水産大臣による勧告、命令等について、これらを実施する上での判断基準の考え方を新たに記載。

・ 農林水産関係事業者の法的義務(個人情報保護法第16条～第18条、第20条～第27条、第30条第2項)規定について違反が認められ、かつ個人の権利利益を保護するため必要があると認めるとき。

なお、「勧告」に従わなかったか否かを明確にするため、農林水産大臣は、「勧告」に係る措置を講ずべき期間を設定して「勧告」を行うこととする。



「勧告」

・ 正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるとき。



「命令」